

詐欺及びストーカー被害拡大防止のための緊急提言
【治安・テロ・サイバー犯罪対策調査会 特殊詐欺対策PT 提言】

令和8年5月21日
自由民主党政務調査会

近時、国民の体感治安が大きく悪化するような事案・事件が発生しており、犯罪情勢は非常に憂慮すべき状況にある。

例えば、特殊詐欺については、令和7年における被害額が約3241億円と過去最悪を記録するなど危機的な状況に全く歯止めがかからないといえる。

また、ストーカー事案についても、令和7年における禁止命令等が約3000件と過去最多を記録したほか、東京都豊島区東池袋の商業施設において、ストーカー規制法違反等により刑事罰を科せられ、さらに、禁止命令等も受けていた加害者が、被害者を殺害するという痛ましい事件も発生している。

本調査会においては、上記のような国民に大きな不安を与えている犯罪の被害拡大防止について有識者と関係省庁からヒアリングを行い、議論を重ねてきたところであり、以下のとおり、緊急に行うべき対策を提言する。政府においては可能なものから速やかに施策を実施し、国民の不安の解消に努めていただきたい。

1 特殊詐欺対策

日々巧妙化する特殊詐欺の手口に対応するため、政府を挙げて広報啓発を行うとともに、次の施策を緊急に推進すべきである。

(1) 金融関係

ア 被害金の暗号資産による移転防止対策等の推進

今次の国会に提出されている金融商品取引法及び資金決済に関する法律の改正案の成立後には、暗号資産取引業者への規制として、暗号資産新規口座開設直後にアンホステッド・ウォレット¹へ移転できないよう一定の熟慮期間を設けることを求めるといった措置を着実に推進すべきである。

イ 官民協働型枠組みの構築に向けた取組等の加速

金融機関等のモニタリング能力の更なる底上げや、金融機関間における情報共有等の枠組みのシステム構築を着実に進めるほか、現在、一部の都道府県警察と金融機関で行われている潜在被害者の発見・被害拡大防止等を目的とした情報共有の枠組みの更なる拡大を図るべきである。

¹ 事業者ではなく利用者自らが秘密鍵を管理するウォレット（口座）。

また、関係省庁において金融機関等と緊密に連携し、「金融犯罪対策センター」（仮称）の構築に向けた取組を更に加速化し、本年度中を目処に構築に向けた具体的な工程を明らかにすべきである。

ウ 振り込め詐欺救済法に係る諸課題の検討

マネー・ローンダリングの手口の巧妙化により、振り込め詐欺救済法に基づく被害金の捕捉率が大幅に減少しているところ、イの取組に加え、諸外国の事例も参考に、いわゆる混在口座について犯罪収益とみられるものを紐付け、凍結・被害者への還付ができるよう振り込め詐欺救済法の制度の在り方等について検討を進めるべきである。

(2) 通信関係

ア A I の効果的な活用による特殊詐欺の被害防止対策の導入

犯罪グループから固定電話に架かってくる詐欺電話を検知し注意喚起を通知するサービスについて、国民への周知を推進すべきである。また、携帯電話に架かってくる電話の欺罔文言や送信されてくる欺罔のテキストメッセージをA I で分析し特殊詐欺の被害を防止する機能について、海外における取組を参考に、関係省庁において通信の秘密等の関係法令の法的論点を整理し、事業者による検討・開発とその社会実装を促進するとともに、必要な支援を講ずるべきである。

イ 警察庁推奨アプリの普及等による特殊詐欺の被害防止対策の推進

携帯電話への架電対策として、警察庁推奨アプリについて関係省庁が一体となり、各種媒体を活用した広報啓発を行うべきである。また、関係団体等にも推奨への協力を求め、特に通信事業者に対しては、携帯電話販売時に購入者に警察庁推奨アプリをはじめとする詐欺電話等対策アプリのインストールを促す取組を働き掛けるべきである。さらに、日々巧妙化する詐欺の手口に対応するため、協力企業による警察庁推奨アプリの詐欺対策機能の高度化に関し必要な働き掛けや支援を進めるべきである。

加えて、固定電話について国際電話の利用休止申込みに係る国民への呼び掛けを引き続き強かに推進すべきである。

ウ 著名人なりすまし型偽広告等への対策の更なる強化

昨年12月に本調査会が策定した「外国人犯罪、サイバー攻撃及び特殊詐欺等への対策に関する緊急提言」を踏まえ、著名人なりすまし型偽投資広告について、大手プラットフォーマーに削除を促す取組を加速するほか、SNS事業者等に対し、著名人からの投資勧誘広告を行っていない旨の申出を受けた場合における当該著名人に関連する投資勧誘広告の自主的な削除等の適切な対応や、詐欺対策として実効性のある広告主の本人確認の実施についても働き掛けるべきである。

(3) 国際連携・海外拠点对策関係

ア 東南アジア諸国への技術支援による現地当局との連携強化の推進等

東南アジア諸国等の拠点所在国への解析資機材の供与等により、現地当局の捜査力向上を支援すべきである。また、現地当局からの技術解析への支援要請や拘束された架け子等の早期帰国の要請等にも適確に応えるべく、関係省庁が緊密に連携して対応すべきである。さらに、外国の捜査機関や国際刑事警察機構（ＩＣＰＯ）、欧州刑事警察機構（ＥＵＲＯＰＯＬ）等との連携に必要な体制を整備・充実・強化するほか、円滑な国際照会や国際共同捜査への参加等のための環境整備等を推進し、国際捜査力を更に強化すべきである。

イ 架け子等として海外に渡航させないための広報啓発の推進

関係省庁・関係機関が連携し、パスポートセンターや空港等における架け子等として海外へ渡航させないための戦略的な広報啓発活動や青少年に対する教育をより一層強化すべきである。

ウ 国際詐欺サミット2026等の議論を踏まえた国内施策の推進

本年3月に我が国を含む123ヵ国、民間企業140社等が参加して開催された国際詐欺サミット2026における合意を踏まえ、国際協調・官民連携に係る取組をリードすべく、官民や特殊詐欺に悪用されている事業者間の情報共有の促進など、国際詐欺サミット2026の合意文書等を踏まえた必要な検討を進めるべきである。

(4) 国内における治安力の強化

ア 金地金・現金等の密輸の実態解明、取締りの推進

特殊詐欺の被害者に金地金を購入させてだまし取る事案を抑止するため、貴金属取扱業者に対し、不審点等を認知した場合には、被害の拡大防止のために警察へ通報等の取組が円滑に行われるよう、関係省庁が連携して必要な施策に取り組むべきである。また、金地金の密輸事犯や特殊詐欺等に伴う犯罪収益の現金による海外持ち出し等を抑止する観点から、同事犯等に関与する組織の実態解明や警察と税関の緊密に連携した取締り、犯罪収益の剥奪に着目した事件捜査、外国捜査機関等との連携に関する取組、貴金属取扱業者に対する監督・指導・是正命令の徹底等の取組を強力的に推進すべきである。

イ 「国民を詐欺から守るための総合対策2.0」のフォローアップ

「国民を詐欺から守るための総合対策2.0」に盛り込まれている各種取組について、策定から一年が経過したことを踏まえ、「検討する」こととされている事項のうち重要なものについて、検討期限及び出口を具体化するフォローアップを実施すべきである。

また、シグナル、テレグラム等のように、利用者の匿名性が高く、かつ、E2E暗号化がなされた通信アプリが、匿名・流動型犯罪グループ等によ

る特殊詐欺のみならず昨今の凶悪犯罪にも悪用されている。こうした犯罪の被害を阻止するためには、この種のアプリの通信内容や登録者情報等を迅速に把握することが不可欠である。

このため、諸外国における取組や最新の技術動向を確認しつつ、犯行グループの端末から犯罪に悪用される通信アプリ等の通信内容等を迅速に把握し、被害防止に活用する手法について、新たな法制度導入に向けた検討を加速すべきである。

(5) 警察における対応力の強化

特殊詐欺をはじめとした各種犯罪を実行し、治安上の課題となっている匿名・流動型犯罪グループの撲滅のため、警察庁における同グループ対策の司令塔機能と都道府県警察における捜査態勢を強化するとともに、国際捜査や捜査支援に係る警察庁の態勢の更なる充実を進めるべきである。

2 ストーカー対策

(1) 加害者へのGPS機器装着

ストーカー事案においては、警察による禁止命令等の措置が講じられたとしても、被害者への強い執着心や支配意識を持つ加害者による被害者への再接近が重大な結果につながるおそれがある。こうした加害者が被害者に近づくことを防ぎ、被害者を確実に守るためには、従来の措置のみでは不十分であり、一定の期間、加害者と被害者の接近を技術的に把握し、両者の接触の回避に向けた対応を可能とする措置が必要である。

諸外国においては、一定の加害者に対するGPS機器の装着により、再犯防止等を図る取組が行われている。我が国においても、これらの諸外国の取組を参考にしつつ、ストーカー加害者へのGPS機器の装着について、被害者の安全確保の観点から導入すべきである。導入に向けて、加害者の人権にも配慮しつつ、被害者への急迫不正の加害を防止するため、加害者にGPS機器を装着させ、加害者が被害者に接近した際に、それを被害者等に通知する仕組みについて技術面も含め調査・研究していく必要がある。

なお、現在、法務省において検討が進められている仮釈放中の性犯罪者等を対象とした保護観察処遇におけるGPS機器の活用等についての議論も参考にすべきである。

(2) 加害者への治療・カウンセリングの受診等の義務付け

警察においては、ストーカー加害者による行為のエスカレート防止のため、加害者に医療機関等への受診等を勧めてはいるものの、実際に医療機関等につながった者は少ないなど、加害者が治療・カウンセリングの受診等に十分に結びついていない実態がある。また、東池袋の商業施設における事件の加害者がそうであったように、受診等を拒否した加害者の中には危険性

の高い者が存在しているおそれもある。

こうした現状を踏まえ、海外においては、ストーカー加害者に対して更生プログラムの受講等を義務付ける各種制度が存在していることにも鑑み、各関係府省庁においては、こうした諸外国の取組も参考にしつつ、加害者に治療・カウンセリングの受診等を義務付ける制度を導入すべきである。また、その受け皿となる医療機関等の確保もあわせて行うべきである。

さらに、刑事施設等における特別改善指導や専門的処遇プログラムの中で、ストーカーに対応したプログラムを早急に完成させるべきである。

以上